

令和 3 年 12 月  
東京税関業務部

関係各位

「通関関係書類の電磁的記録による提出に係る事務処理について」  
の更新について（お知らせ）

通関業者の皆様には、日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、石綿障害予防規則の改正等を受け、「原本提出等要否判断のための NACCS コード一覧表」を更新し、東京税関ホームページに掲載しましたのでお知らせいたします。

○東京税関ホームページ

「通関関係書類のペーパーレス化関係資料」のページ

<http://www.customs.go.jp/tokyo/info/paperless.htm>

(参考)

【更新したもの】

- ・ 「原本提出等要否判断のための NACCS コード一覧表」1.③-2 16 番 労働安全衛生法【非該当】（石綿障害予防規則第 46 条の 2 第 1 項の規定及び告示に基づく「石綿分析結果報告書」及びその添付書類を提出する場合）の追加

【問合せ先】

東京税関業務部

・ 通関総括第 1 部門

電話：03-3599-6337

・ 通関総括第 2 部門（輸入他法令・減免）

電話：03-3599-6338

・ 通関総括第 4 部門（輸出）

電話：03-3599-6341